

○ 定款附属書漁業協同組合総代選挙規程例

〔最終改正・令和二年十一月三十日2水漁第1011号〕

(被選挙権を有しない者)

第一条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。

一 未成年者

二 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三 水産業協同組合法（以下「法」という。）第三十四条の四第一項第三号に定める者

四 法第三十四条の四第二項第二号に定める者

五 前二号に掲げる者以外の者であつて、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者は、この限りでない。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(備考)

- ① 法第十一条第一項第四号の事業を行わない組合で、かつ、同項第十二条号の事業を行う組合にあつては、第四号を削除することができる。この場合において、第五号中「前二号」を「前号」とし、同号及び第六号を一号ずつ繰り上げる。
- ② 法第十一条第一項第四号及び第十二条号の事業を行わない組合においては、第四号及び第六号を削除することができる。この場合において、第五号中「前二号」を「前号」とし、同号を第四号とすること。

(選挙期日)

第二条 総代の任期の満了による選挙は、当該総代の任期の満了する日の六十日前の日以後にこれを行う。

2 第二十条の規定による再選挙又は第二十二条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から三十日以内にこれを行う。

(選挙区)

第三条 総代の選挙は、定款第四十六条の三第三項に定める各区（以下「選挙区」という。）ごとにこれを行う。

(選挙の通知及び公告)

第四条 組合長は、選挙期日の七日前までに、選挙管理者及び選挙区選挙管理者の氏名、投票開始の時刻、投票終了の時刻、投票所、開票所並びに選挙される選挙区ごとの総代の数を書面をもつて正組合員に通知し、かつ、公告しなければならない。

(備考)

① 候補者制を採る組合にあつては、「七日」を「十四日」に改めること。

② この規程に基づいてする組合にあつては、本条中「公告」を「公告異なる方法によりする組合にあつては、本条中「公告」を「公告（この規程に基づいてする公告は、この組合の掲示場に掲示してするものとする。以下同じ。）」とするなど適宜記載すること。

(投票所)

第五条 投票所は各選挙区ごとに一ヵ所選挙区選挙管理者の指定する場所に設ける。

(選挙管理者等)

第六条 組合長は、選挙ごとに理事会の決議により、本人の承諾を得て正組合員の中から選挙管理者一人、選挙立会人四人、選挙区ごとに選挙区選挙管理者一人及び選挙区選挙立会人二人を選任するものとする。

- 2 総代の候補者は、選挙管理者、選挙立会人、選挙区選挙管理者及び選挙区選挙立会人となることができない。

(備考)

候補者制を採る組合にあつては、次の一項を加えること。

2 総代の候補者は、選挙管理者、選挙立会人、選挙区選挙管理者及び選挙区選挙立会人となることができない。

(選挙管理者の職務)

第七条 選挙管理者は、選挙に関する事務を統轄し、選挙区選挙管理者から第八条の規定による投票録及び投票箱を受け取ったときは、選挙立会人の立会いの上、その投票録を調べ、投票箱を開いて点検し、各人の得票数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票の効力は、選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙管理者が決める。

(選挙区選挙管理者の職務)

- 第八条 選挙区選挙管理者は、投票に関する事務を担任し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、選挙区選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。
- 2 選挙区選挙管理者は、投票終了後遅滞なく投票箱を封印し、投票録とともに選挙管理者に引き渡さなければならぬ。

(選挙録等の保存)

- 第九条 選挙録及び投票録は、投票用紙と併せて、その選挙に係る総代の在任期間中この組合において保存するものとする。
- (備考) 候補者制を採る組合にあっては、本条の次に次の一条を加えること。

(候補者)

- 第九条の二 正組合員でなければ自ら総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。
- 2 自ら総代の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告のあつた日から選挙期日の七日前までの間に、その旨を書面をもつて選挙管理者に届け出なければならない。
- 3 総代の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾書を添え、前項の期間内に、その旨を書面をもつて選挙管理者に届け出なければならない。
- 4 選挙管理者及び選挙区選挙管理者は、総代の候補者となつた者(以下「候補者」という。)の住所、氏名及び立候補又は被推薦の別を第二項又は第三項の届出があつたときから選挙期日の前日まで公告するとともに選挙区において掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
- 5 総代の候補者が候補を辞退した場合には、候補者又は候補者を推薦した者は、直ちに、その旨を書面をもつて選挙管理者に届け出なければならない。
- 6 前項の届出があつた場合は、選挙管理者及び選挙区選挙管理者は直ちにその旨を公告するとともに、選挙区において掲示するものとする。

(選挙の無効)

- 第十条 選挙区の正組合員の二分の一以上の投票がなければ、当該選挙

区における選挙は無効とする。

(投票)

- 第十一条 正組合員は、選挙の当日組合員名簿の記載等により、その資格を明らかにした上投票用紙の交付を受けるものとする。
- 2 正組合員は、前項の投票用紙に被選挙人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

- 3 投票用紙に記載する選挙される総代の数は、一人とする。

- 4 第四条の規定により公告した投票終了の時刻までに投票所に到着していない正組合員は、投票をすることができない。

- 5 第四条の規定による投票開始の時刻は○時とし、投票終了の時刻は○時とする。

(備考)

- ① 投票につき連記制を採る組合にあっては、第三項を次のよう記載すること。

- 3 投票用紙に記載する総代の数は、その選挙においてそれぞれ選挙される総代の数の二分の一の数とし、端数は切り捨てるものとする。ただし、選挙される総代の数が一人のときは、一人とする。

- ② 候補者制を採る組合にあっては、第五項の次に次の一項を加えること。
- 6 正組合員は、総代の候補者以外の者に投票することができる。

- ③ 無投票当選制を採る組合にあっては、第二項中「被選挙人」を「候補者」に改め、②の第六項を削ること。

(投票の拒否)

- 第十二条 投票の拒否は、選挙区選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙区選挙管理者が決める。

(開票)

- 第十三条 開票所は、この組合の事務所に設ける。
- 2 開票は、投票の当日○時から行う。
- (備考) 第二項の時刻は、実情に応じて定めること。

(無効投票)

第十四条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの（職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記載したもの）
（備考）
（2）
イ 連記制を採る場合は、第一項第二号、第三号及び第四号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
ア 単記制の場合は、第二号、第三号、第五号及び第七号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
イ 連記制を採る場合は、第一項第二号、第三号及び第四号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
- 三 被選挙人の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの
- 四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
- 五 被選挙人の氏名を自書しないもの
- 六 第二十条の規定による再選挙又は第二十二条の規定による補欠選挙の場合にあっては、それぞれ既に当選人となつてゐる者の氏名又は現に総代である者の氏名を記載したもの
- 七 一票中に二人以上の被選挙人の氏名を記載したもの
（備考）
① 投票につき連記制を採る組合にあっては、本条を次のように記載すること。

第十四条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの（職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記載したもの）
（備考）
（2）
イ 連記制を採る場合は、第一項第二号、第三号及び第四号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
ア 単記制の場合は、第二号、第三号、第五号及び第七号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
イ 連記制を採る場合は、第一項第二号、第三号及び第四号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
- 三 被選挙人の氏名を自書しないもの
- 四 一票中に第十一条第三項の規定による投票用紙に記載すべき被選挙人の数を超える数の氏名を記載したもの
（備考）
2 次に掲げる記載は、無効得票とする。ただし、前項により無効投票とされる場合を除く。
一 被選挙人の何人であるか確認し難い氏名
二 被選挙権のない者の氏名
- 三 第二十条の規定による再選挙又は第二十二条の規定による補欠選挙の場合にあっては、それぞれ既に当選人となつてゐる者の氏名又は現に総代である者の氏名
（就任）
ア 単記制の場合は、第二号、第三号、第五号及び第七号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
イ 連記制を採る場合は、第一項第二号、第三号及び第四号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。

(当選人)

第十五条 有効得票の多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、選挙すべき総代の数でそれぞれ有効得票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票数がなければならぬ。
2 当選人を定めるにあたり、得票数が同数のものについては、選挙管理者が抽選の上当選人を定める。
（備考）無投票当選制を採る組合にあっては、本条の次に次の一条を加えること。

(無投票による当選)

第十五条の二 候補者がその選挙において選挙する総代の数を超えないときは又は超えなくなつたときは、投票は行わない。
2 前項の規定により、投票を行わぬこととなつたときは、選挙管理者は直ちに公告しなければならない。
3 第一項の場合においては、当該候補者を当選人とする。

(当選の通知等)

第十六条 当選人が定まつたときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の住所及び氏名を公告しなければならない。
2 前項の通知を発した日から五日以内に当選を辞する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。
（当選人の繰上げ補充）
第十七条 当選人が前条第二項の期間満了の日までに、当選を辞し、被選挙権を失い又は死亡したときは、選挙管理者は、直ちに第十五条の例によつて当選人を定めなければならない。
2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。

第十八条 選挙管理者は、第十六条第二項（前条第二項、次条第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日当選人の住所及び氏名を公告しなければならない。
当選人は、前項の公告があつたときに総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、総代の任期満了に伴う選挙の当選人は、
第一項の公告のときが現任総代の任期満了前であるときは、その任期
満了の日の翌日に総代に就任するものとする。

を「経営管理意員長」に、「理事会」を「経営管理委員会」に改めること。

(当選の取消し)

第十九条 選挙後九十日以内に法第二百二十五条の規定により当選の取消
しがあつたときは選挙管理者は、第五条の例によつて、当選人を定
めなければならない。
2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第十六条から前条ま
での規定を準用する。

(再選挙)

第二十条 第五条から第十七条までの規定による当選人がない場合、
選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第
二百二十五条の規定による選挙若しくは当選の取消しの結果前条の規定
により当選人を定めることができない場合は、その不足の員数につき
再選挙を行わなければならない。

(総代が欠けた場合の繰上げ補充)

第二十一条 選挙後九十日以内に総代中欠員が生じた場合において、第
十五条第一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者
があるときは、選挙管理者は、第五条の例によつて、その者のうち
から当選人を定めなければならない。
2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、第十六条から第十八
条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第二十二条 総代中欠員を生じた場合において、その欠員数が総代の定
数の三分の一以上になつたとき又は理事会が必要と認めるときは、補
欠選挙を行わなければならない。ただし、前条の規定により当選人を
定めることができる場合を除く。
2 前項の補欠選挙は、総代の任期の満了する日の九十日前の日以後は
これを行わない。

(備考) 経営管理委員会を置く組合においては、本規程中「組合長」